解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年十一月九日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十一年十二月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十二月二十八日

大分県杵築市大字杵築字北浜六六五番地の五〇一　医療法人千明会

清算人　衛藤　ゆり

第五十八期決算公告

平成二十一年九月三十日現在

貸借対照表の要旨

資産の部	千円
流動資産	四二四、二一〇
固定資産	二、二九二、二〇七
有形固定資産	七一三、五七六
無形固定資産	三〇、九七七
投資その他の資産	一、五四七、六五四
資産合計	三、七一六、四一七
負債及び純資産の部	千円
流動負債	三五七、八二九
固定負債	九八、二七六
負債合計	四五六、一〇五
株主資本	三、二六〇、三一二
資本金	一〇〇、〇〇〇
利益剰余金	三、一六〇、三一二
利益準備金	五〇、〇〇〇
その他利益剰余金	三、一一〇、三一二
（うち当期純損失）	（二七〇、二三一）
純資産合計	三、二六〇、三一二
負債及び純資産合計	三、七一六、四一七

平成二十一年十二月二十八日

大阪市北区梅田一丁目八番一七号

株式会社空港専門大店

代表取締役社長　堀内　昭宏

配当公告

長崎県対馬市厳原町宮谷二三二番地

破産者　株式会社対星

右の者に対する長崎地方裁判所平成十九年（フ）第一〇七六号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金四三〇、三九四、八五八円

一、配当することのできる金額

金二八、四〇〇、三〇〇円

平成二十一年十二月二十八日

長崎市栄町一番二五号長崎ＭＳビル八階

破産管財人　國弘　達夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都葛飾区東立石三丁目七六九番地、最後の住所東京都葛飾区東立石三丁目一一番一号

被相続人　亡　谷田貝邦子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月二十八日

事務所千葉県千葉市中央区中央三―一三―七コスモ千葉中央ビル二〇七

相続財産管理人　弁護士　横田　安弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都品川区荏原七丁目七番、最後の住所東京都品川区小山六丁目二番五号第六コーポ丸二　三〇一　被相続人　亡　清水ゆうてい

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月二十八日

事務所東京都港区虎ノ門三丁目一一番九号シュミット虎ノ門ビル五階

相続財産管理人　弁護士　髙田　千早

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県上高井郡小布施町大字押羽四九〇番地、最後の住所東京都江戸川区本一色一丁目三四番七号　被相続人　亡　髙津　冨治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月二十八日

事務所東京都中央区銀座四丁目一〇番一六号シグマ銀座ファースト七階

相続財産管理人　弁護士　御器谷　修

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県藤枝市田沼一丁目一七七番地、最後の住所東京都武蔵野市緑町一丁目六番二三号緑町エデフィス一〇二

被相続人　亡　加藤　正人

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月二十八日

東京都武蔵野市吉祥寺南町一丁目八番一〇号エクセレンス吉祥寺三〇一号室榎本法律事務所

相続財産管理人　弁護士　榎本　孝芳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都足立区大谷田五丁目八番、最後の住所東京都足立区大谷田五丁目八番五号

被相続人　亡　河野　次夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月二十八日

東京都千代田区丸の内二丁目一番一号丸の内マイプラザあさひ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　藤原　道子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都文京区根津一丁目六七番地、最後の住所東京都文京区根津一丁目一八番三号

被相続人　亡　小早瀬　茂

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月二十八日

事務所東京都世田谷区代沢五―一八―五

相続財産管理人　弁護士　巻淵眞理子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県五所川原市字旭町一九番地、最後の住所青森県五所川原市字新町六七番地

被相続人　亡　坂本　郁子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月二十八日

東京都中央区日本橋室町一―七―一スルガビル四階

相続財産管理人　弁護士　円城寺　宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍小金井市本町五丁目二七一六番地、最後の住所小金井市本町五丁目三八番八号

被相続人　亡　中川　眞一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月二十八日

日野市三沢四―三―一一プチコート高幡一階

相続財産管理人　弁護士　谷口　朋子

第23期決算公告

平成21年12月28日　宮城県仙台市青葉区本町1丁目12番7号

東北ハイメン株式会社

代表取締役社長　工藤　静林

貸借対照表の要旨（平成21年9月30日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	787	流動負債	167
固定資産	236	固定負債	21
		負債合計	189
		株主資本	834
		資本金	45
		利益剰余金	794
		利益準備金	11
		その他利益剰余金	782
		（うち当期純損失）	(58)
		自己株式	△ 4
		純資産合計	834
資産合計	1,023	負債・純資産合計	1,023